

(福島県報第二千七百五十三号付録)

平成二十七年
十一月 中

福島県報

目 録

定 例
号 外

第二千七百四十二号から
第二千七百四十九号まで
第五十六号から
第六十六号まで

規 則

	日 号外 ページ
六 福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	四 六七
七 福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	二〇 六三
八 人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	二〇 64 一
九 福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	二〇 64 一
一〇 福島県訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則	二〇 64 三
一一 福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則	二七 六五
一二 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	二七 六六

告 示

六一 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	四 六七
六二 道路の区域を変更する件	四 六七
六三 同	四 六六
六四 道路の供用を開始する件	四 六六
六五 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件	六 六四
六六 道路の区域を変更する件	六 六四

六七 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件	二〇 六九
六八 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件	二〇 六九
六九 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	二〇 六五〇
七〇 同	二〇 六五〇
七一 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	二〇 六五〇
七二 同	二〇 六五〇
七三 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件	三 六五二
七四 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件	三 六五二
七五 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三 六五二
七六 同	三 六五二
七七 同	三 六五二
七八 道路の区域を変更する件	三 六五
七九 道路の供用を開始する件	三 六五

八〇	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	七	六八
八一	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	七	六八
八二	保安林の指定施業要件を変更する予定である件	七	六八
八三	同	七	六八
八四	都市計画事業を認可した件	七	六九
八五	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	七	六九
八六	同	七	六九
八七	保安林の指定をする件	七	六九
八八	保安林の指定を解除する予定である件	七	六九
八九	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	七	六九
九〇	同	七	六九
九一	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	七	六九
九二	同	七	六九
九三	保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	七	六九
九四	同	七	六九
九五	道路の区域を決定する件	七	六九
九六	道路の区域を変更する件	七	六九
九七	同	七	六九
九八	同	七	六九
九九	同	七	六九
一〇〇	道路の供用を開始する件	七	六〇
一〇一	同	七	六〇
一〇二	同	七	六〇
一〇三	同	七	六〇
一〇四	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	七	六〇
一〇五	福島県議会定例会を招集する件	七	六一

65
—

公 告

八五	土壤汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件	七	六六
八六	土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件	七	六六
八七	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	七	六七
八八	同	七	六七
八九	道路の区域を変更する件	七	六七
九〇	同	七	六七
九一	同	七	六七
九二	道路の供用を開始する件	七	六七
九三	同	七	六七
九四	都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	七	六七
九五	同	七	六七
九六	同	七	六七
九七	同	七	六七
九八	同	七	六七
九九	同	七	六七
一〇〇	同	七	六七
一〇一	同	七	六七
一〇二	同	七	六七
一〇三	同	七	六七
一〇四	同	七	六七
一〇五	同	七	六七
一〇六	同	七	六七
一〇七	同	七	六七
一〇八	同	七	六七
一〇九	同	七	六七
一一〇	同	七	六七
一一一	同	七	六七
一一二	同	七	六七
一一三	同	七	六七
一一四	同	七	六七
一一五	同	七	六七
一一六	同	七	六七
一一七	同	七	六七
一一八	同	七	六七
一一九	同	七	六七
一二〇	同	七	六七
一二一	同	七	六七
一二二	同	七	六七
一二三	同	七	六七
一二四	同	七	六七
一二五	同	七	六七
一二六	同	七	六七
一二七	同	七	六七
一二八	同	七	六七
一二九	同	七	六七
一三〇	同	七	六七
一三一	同	七	六七
一三二	同	七	六七
一三三	同	七	六七
一三四	同	七	六七
一三五	同	七	六七
一三六	同	七	六七
一三七	同	七	六七
一三八	同	七	六七
一三九	同	七	六七
一四〇	同	七	六七
一四一	同	七	六七
一四二	同	七	六七
一四三	同	七	六七
一四四	同	七	六七
一四五	同	七	六七
一四六	同	七	六七
一四七	同	七	六七
一四八	同	七	六七
一四九	同	七	六七
一五〇	同	七	六七
一五一	同	七	六七
一五二	同	七	六七
一五三	同	七	六七
一五四	同	七	六七
一五五	同	七	六七
一五六	同	七	六七
一五七	同	七	六七
一五八	同	七	六七
一五九	同	七	六七
一六〇	同	七	六七
一六一	同	七	六七
一六二	同	七	六七
一六三	同	七	六七
一六四	同	七	六七
一六五	同	七	六七
一六六	同	七	六七
一六七	同	七	六七
一六八	同	七	六七
一六九	同	七	六七
一七〇	同	七	六七
一七一	同	七	六七
一七二	同	七	六七
一七三	同	七	六七
一七四	同	七	六七
一七五	同	七	六七
一七六	同	七	六七
一七七	同	七	六七
一七八	同	七	六七
一七九	同	七	六七
一八〇	同	七	六七
一八一	同	七	六七
一八二	同	七	六七
一八三	同	七	六七
一八四	同	七	六七
一八五	同	七	六七
一八六	同	七	六七
一八七	同	七	六七
一八八	同	七	六七
一八九	同	七	六七
一九〇	同	七	六七
一九一	同	七	六七
一九二	同	七	六七
一九三	同	七	六七
一九四	同	七	六七
一九五	同	七	六七
一九六	同	七	六七
一九七	同	七	六七
一九八	同	七	六七
一九九	同	七	六七
二〇〇	同	七	六七
二〇一	同	七	六七
二〇二	同	七	六七
二〇三	同	七	六七
二〇四	同	七	六七
二〇五	同	七	六七
二〇六	同	七	六七
二〇七	同	七	六七
二〇八	同	七	六七
二〇九	同	七	六七
二一〇	同	七	六七
二一一	同	七	六七
二一二	同	七	六七
二一三	同	七	六七
二一四	同	七	六七
二一五	同	七	六七
二一六	同	七	六七
二一七	同	七	六七
二一八	同	七	六七
二一九	同	七	六七
二二〇	同	七	六七
二二一	同	七	六七
二二二	同	七	六七
二二三	同	七	六七
二二四	同	七	六七
二二五	同	七	六七
二二六	同	七	六七
二二七	同	七	六七
二二八	同	七	六七
二二九	同	七	六七
二三〇	同	七	六七
二三一	同	七	六七
二三二	同	七	六七
二三三	同	七	六七
二三四	同	七	六七
二三五	同	七	六七
二三六	同	七	六七
二三七	同	七	六七
二三八	同	七	六七
二三九	同	七	六七
二四〇	同	七	六七
二四一	同	七	六七
二四二	同	七	六七
二四三	同	七	六七
二四四	同	七	六七
二四五	同	七	六七
二四六	同	七	六七
二四七	同	七	六七
二四八	同	七	六七
二四九	同	七	六七
二五〇	同	七	六七
二五一	同	七	六七
二五二	同	七	六七
二五三	同	七	六七
二五四	同	七	六七
二五五	同	七	六七
二五六	同	七	六七
二五七	同	七	六七
二五八	同	七	六七
二五九	同	七	六七
二六〇	同	七	六七
二六一	同	七	六七
二六二	同	七	六七
二六三	同	七	六七
二六四	同	七	六七
二六五	同	七	六七
二六六	同	七	六七
二六七	同	七	六七
二六八	同	七	六七
二六九	同	七	六七
二七〇	同	七	六七
二七一	同	七	六七
二七二	同	七	六七
二七三	同	七	六七
二七四	同	七	六七
二七五	同	七	六七
二七六	同	七	六七
二七七	同	七	六七
二七八	同	七	六七
二七九	同	七	六七
二八〇	同	七	六七
二八一	同	七	六七
二八二	同	七	六七
二八三	同	七	六七
二八四	同	七	六七
二八五	同	七	六七
二八六	同	七	六七
二八七	同	七	六七
二八八	同	七	六七
二八九	同	七	六七
二九〇	同	七	六七
二九一	同	七	六七
二九二	同	七	六七
二九三	同	七	六七
二九四	同	七	六七
二九五	同	七	六七
二九六	同	七	六七
二九七	同	七	六七
二九八	同	七	六七
二九九	同	七	六七
三〇〇	同	七	六七
三〇一	同	七	六七
三〇二	同	七	六七
三〇三	同	七	六七
三〇四	同	七	六七
三〇五	同	七	六七
三〇六	同	七	六七
三〇七	同	七	六七
三〇八	同	七	六七
三〇九	同	七	六七
三一〇	同	七	六七
三一一	同	七	六七
三一二	同	七	六七
三一三	同	七	六七
三一四	同	七	六七
三一五	同	七	六七
三一六	同	七	六七
三一七	同	七	六七
三一八	同	七	六七
三一九	同	七	六七
三二〇	同	七	六七
三二一	同	七	六七
三二二	同	七	六七
三二三	同	七	六七
三二四	同	七	六七
三二五	同	七	六七
三二六	同	七	六七
三二七	同	七	六七
三二八	同	七	六七
三二九	同	七	六七
三三〇	同	七	六七
三三一	同	七	六七
三三二	同	七	六七
三三三	同	七	六七
三三四	同	七	六七
三三五	同	七	六七
三三六	同	七	六七
三三七	同	七	六七
三三八	同	七	六七
三三九	同	七	六七
三四〇	同	七	六七
三四一	同	七	六七
三四二	同	七	六七
三四三	同	七	六七
三四四	同	七	六七
三四五	同	七	六七
三四六	同	七	六七
三四七	同	七	六七
三四八	同	七	六七
三四九	同	七	六七
三五〇	同	七	六七
三五一	同	七	六七
三五二	同	七	六七
三五三	同	七	六七
三五四	同	七	六七
三五五	同	七	六七
三五六	同	七	六七
三五七	同	七	六七
三五八	同	七	六七
三五九	同	七	六七
三六〇	同	七	六七
三六一	同	七	六七
三六二	同	七	六七
三六三	同	七	六七
三六四	同	七	六七
三六五	同	七	六七
三六六	同	七	六七
三六七	同	七	六七
三六八	同	七	六七
三六九	同	七	六七
三七〇	同	七	六七
三七一	同	七	六七
三七二	同	七	六七
三七三	同	七	六七
三七四	同	七	六七
三七五	同	七	六七
三七六	同	七	六七
三七七	同	七	六七
三七八	同	七	六七
三七九	同	七	

二五	建築基準法により公開による意見の聴取を行う件	二〇	六五
二六	家畜人工授精に関する講習会を開催する件	三三	六四
二七	県営土地改良事業の工事が完了した件	三三	六四
二八	同	三三	六四
二九	地域森林計画の案を定めた件	三三	六四
三〇	地域森林計画の変更案を定めた件	三三	六四
三一	同	三三	六五
三二	同	三三	六五
三三	一般競争入札を行う件	三三	六五
三四	随意契約の相手方を決定した件	三七	六六
三五	随意契約の相手方を決定した件	三七	六六
三六	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	三七	六六
三七	落札者を決定した件	三七	六六
三八	随意契約の相手方を決定した件	二〇	六四
三九	一般競争入札を行う件	二〇	六四
四〇	土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	二四	六四
四一	土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	二四	六四
四二	肥料の検査の結果の概要を公表する件	二七	六五
四三	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	二七	六〇
四四	都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二七	六〇
四五	都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二七	六〇
四六	落札者を決定した件	二七	六一
四七	同	二七	六一

福島県議会

告示			
二	福島県議会議員記章規程の一部を改正する規程	一七	六一

福島県教育委員会教育長

告示			
四	公金の収納の事務を委託した件	六	六四七

福島県選挙管理委員会

告示			
三	福島県議会議員一般選挙を行う件	五	六一
四	福島県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件	五	六一
五	福島県議会議員一般選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補届出を受理する場所を定めた件	五	六一
六	福島県議会議員一般選挙における諸届出を受理する場所を定めた件	五	六一
七	福島県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件	五	六一
八	福島県議会議員一般選挙における開票事務を選挙会の事務に合せて行う件	五	六一
九	福島県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を定めた件	五	六一
一〇	福島県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を定めた件	五	六一
一一	広野町議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に行う件	五	六一
一二	川内村議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に行う件	五	六一
一三	大熊町長選挙及び大熊町議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に行う件	五	六一
一四	浪江町長選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に行う件	五	六一

一五	葛尾村議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に行 う件	五	56	七
一六	福島県議会議員一般選挙及び広野町議会議員一般選挙の投票用 紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を 定めた件	五	56	七
一七	福島県議会議員一般選挙及び川内村議会議員一般選挙の投票用 紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を 定めた件	五	56	八
一八	福島県議会議員一般選挙、大熊町長選挙及び大熊町議会議員一 般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所におけ る投票の順序を定めた件	五	56	八
一九	福島県議会議員一般選挙及び浪江町長選挙の投票用紙を同時に 交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件	五	56	八
二〇	福島県議会議員一般選挙及び葛尾村議会議員一般選挙の投票用 紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を 定めた件	五	56	八
二一	福島県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の 制限額を定めた件	五	57	一
二二	選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに 福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一 の数を告示する件	五	57	一
二三	個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報 告があつた件	六		六 七
二四	個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した 旨報告があつた件	六		六 七
二五	不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があつた件	六		六 四 六
二六	相馬市議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に 行 う件	八	60	一
二七	福島県議会議員一般選挙及び相馬市議会議員一般選挙の投票用 紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を 定めた件	八	60	一
二八	川俣町議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に 行	八	60	一

二九	新地町議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に行 う件	一〇	61	一
三〇	福島県議会議員一般選挙及び川俣町議会議員一般選挙の投票用 紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を 定めた件	一〇	61	一
三一	福島県議会議員一般選挙及び新地町議会議員一般選挙の投票用 紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を 定めた件	一〇	61	一
三二	福島県議会議員一般選挙において当選した者を告示する件	一七	63	一
三三	福島県議会議員一般選挙において当選した者を告示する件	一七	63	一
三四	政治団体の収支報告書の要旨を告示する件	二七	66	一

福島市選挙区福島県議会議員選挙選挙長				
告示	一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があつた件	五	58	一
	二 福島県議会議員一般選挙において候補者の届出に係る選挙立会 人となるべき者が十人を超える場合及び同一の政党その他の政 治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上ある場合のく じを行う日時及び場所を定めた件	五	59	一

会津若松市選挙区福島県議会議員選挙選挙長				
告示	一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があつた件	五	58	三

郡山市選挙区福島県議会議員選挙選挙長				
告示	一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があつた件	五	58	五

二 福島県議会議員一般選挙において候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が十人を超える場合及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上ある場合のくじを行う日時及び場所を定めた件

五 59 一

いわき市選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件

五 58 七

二 福島県議会議員一般選挙において候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が十人を超える場合及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上ある場合のくじを行う日時及び場所を定めた件

五 59 二

白河市西白河郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件

五 58 九

須賀川市岩瀬郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件

五 58 二

二 須賀川市岩瀬郡選挙区福島県議会議員一般選挙において投票を行わない件

五 59 二

喜多方市耶麻郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件

五 58 三

二 喜多方市耶麻郡選挙区福島県議会議員一般選挙において投票を

行わない件

五 59 二

相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件

五 58 一五

二本松市選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件

五 58 一七

田村市田村郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件

五 58 一九

南相馬市相馬郡飯館村選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件

五 58 二一

二 南相馬市相馬郡飯館村選挙区福島県議会議員一般選挙において投票を行わない件

五 59 二

伊達市伊達郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件

五 58 二三

本宮市安達郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

- 一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件 五 五八 二五
- 二 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員一般選挙において投票を行わない件 五 五九 二

南会津郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

- 一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件 五 五八 二七
- 二 南会津郡選挙区福島県議会議員一般選挙において投票を行わない件 五 五九 二

河沼郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

- 一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件 五 五八 二九
- 二 河沼郡選挙区福島県議会議員一般選挙において投票を行わない件 五 五九 二

大沼郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

- 一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件 五 五八 三
- 二 大沼郡選挙区福島県議会議員一般選挙において投票を行わない件 五 五九 三

東白川郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

- 一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件 五 五八 三

石川郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

- 一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件 五 五八 三五

双葉郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

告示

- 一 福島県議会議員一般選挙の候補者として届出があった件 五 五八 三七
- 二 双葉郡選挙区福島県議会議員一般選挙において投票を行わない件 五 五九 三

福島県監査委員

公表

- 一八 監査公表 一〇 六二 一

福島県人事委員会

規則

- 二〇 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 六 六四 六

正誤

- 平成二十五年三月二十六日付け定例第二千四百七十三号中 四 六四 一
- 平成二十七年十一月十日付け定例第二千七百四十四号中 三 六五 七

平成十六年八月三十一日付け定例第千五百九十七号中	三〇	六七
平成二十七年八月七日付け定例第千七百十七号中	三〇	六七
平成二十七年十一月六日付け定例第千七百四十三号中	三〇	六七